

# 吉野川水系河川整備計画（国（直轄）管理区間）の策定に係る 公聴会の開催に関する公述人の募集について

国土交通省四国地方整備局では、「吉野川水系河川整備計画【原案】」に関して、河川法（第16条の2第4項）に則り、住民の皆様からご意見をお聴きするため、公聴会を開催します。また、別添資料のとおり、公聴会で意見の陳述をいただく公述人の募集を行います。

公聴会は、吉野川の上流域、中流域、下流域で合計3回開催しますので、流域住民の皆様のご参加をお待ちしております。

吉野川水系河川整備計画HP：<http://www.yoshinoriver.info/>

平成20年12月24日

国土交通省四国地方整備局

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課長 いわお 岩男 ただあき 忠明

電話：（087）851－8061（内線3611）

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

副所長 もりなが 森長 みのる 稔

電話：（088）654－2211（内線206）

同時提供場所：徳島県政記者クラブ・池田記者クラブ・四国中央記者クラブ  
・高知新聞社嶺北支局



# 吉野川水系河川整備計画（国（直轄）管理区間）の策定に係る 公聴会の開催に関する公述人の募集について

## 1. 公聴会の目的

吉野川水系河川整備計画の策定に向けての「吉野川学識者会議」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、パブリックコメントにより、多くの方からいただいた素案等に関するご意見を出来るだけ反映し、「吉野川水系河川整備計画【原案】」（以下「【原案】」という）を作成いたしました。

今回、この【原案】に関して、河川法（第16条の2第4項）に則り、住民の皆様からご意見をお聴きするため、公述人を募集し、公聴会を開催します。

## 2. 公聴会の開催日時及び場所

### 【下流域（徳島市）会場】

日 時：平成21年2月14日（土）  
13：00～17：00（受付 12：00～）  
場 所：徳島県建設センター 7階 鶴の間  
徳島県徳島市富田浜2-10

### 【中流域（美馬市）会場】

日 時：平成21年2月15日（日）  
13：00～17：00（受付 12：00～）  
場 所：四国三郎の郷 交流体験棟  
徳島県美馬市美馬町字境目39-10

### 【上流域（高知県）会場】

日 時：平成21年2月22日（日）  
13：00～17：00（受付 12：00～）  
場 所：土佐町保健福祉センター 2階 あじさいホール  
高知県土佐郡土佐町土居206

なお、上記公聴会は気象条件等により開催を延期させていただく場合がございます。その際には、すみやかに公述人には通知し、当該公聴会の会場に提示する等の措置を行います。また、ホームページ等でもお知らせします。

## 3. 公聴会の進め方

公聴会については、「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」（別紙-4）、「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」（別紙-5）及び「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」（別紙-6）に基づき実施します。

公聴会では、責任者より公聴会当日に公聴会の進め方について説明させていただき、その後、公述人の方に、届出書にお書きいただいた意見（【原案】の内容に係るのな

いものや公序良俗に対し不適切なものを除く) を述べていただきます。

また、公述人お一人の時間は、最大15分とさせていただくとともに、陳述後に責任者から発言の内容や主旨を確認させていただくことがあります。

#### 4. 公述人の募集について

公聴会に先立ち、公述人を公募します。

「公述希望届出書」(別紙-3) 提出の期間は、以下のとおりです。

平成20年12月26日(金)～平成21年1月23日(金)17時まで  
(郵送の場合も、平成21年1月23日(金)17時までに到着したものに限り)

#### 5. 公述人の資格及び制限

##### 【資格】

- 吉野川流域内の市町村にお住まいの方 (別添-1 及び「吉野川流域の市町村」参照)
- 募集期間内に「公述希望届出書」を四国地方整備局長に提出した方。

##### 【制限】

- 提出された意見の全部又は部分が、【原案】の内容に関係ない場合、又は、意見の内容が公序良俗に対して不適切な場合、当該部分の陳述を認めない場合があります。
  - 公述希望が多数ある場合は、以下の基準により、四国地方整備局長が選定し、公述人の数を制限させていただきます。
    - －選定基準－
    - ・ 吉野川流域内の市町村にお住まいの方の意見であること。(上流域、中流域、下流域それぞれの会場において、公述人を募集しますが、基本的に会場のある地域にお住まいの方を優先して選定します)
    - ・ 意見要旨及びその理由が原案の内容に関するもので、論旨が明確な意見であること。
- なお、選定にあたっては、上流域、中流域、下流域それぞれの流域内の幅広い意見(多様性や地域性)を考慮します。

#### 6. 公述人の決定について

公述人の決定については、「公述希望届出書」の締め切りから概ね2週間程度で、選定結果(公述人としての採否)を本人あてに郵送にてお知らせします。

なお、公述人に選定された方には、採否と併せて公述規定等詳細についてもお知らせします。

また、公述人に選定された方で、公聴会当日の説明にパワーポイントやOHP等の使用を希望される方や自らの陳述の内容に関して傍聴者への資料配布を希望される方

は、公聴会 2 日前 17 時（必着）までに、データ・資料を徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係宛（公述希望届出書提出先と同じ）に送付願います。

なお、傍聴人への配布資料は、A4 版 1 枚以内とし、当日会場にて国土交通省から配布させていただきます。

## 7. 公述希望届出書（様式）の入手方法

「公述希望届出書」の様式については、吉野川水系河川整備計画ホームページ（<http://www.yoshinoriver.info/>）にてダウンロードできるほか、【原案】等の閲覧場所となっている四国地方整備局等、関係機関（別紙-2）にも備えております。

ただし、平成 20 年 12 月 27 日（土）から平成 21 年 1 月 4 日（日）の間、「公述希望届出書」はホームページからの入手は可能ですが、閲覧場所が閉庁となりますので、そこからの入手できません。

## 8. 公述希望届出書の提出先

公述を希望される方は、「公述希望届出書」に記入の上、提出期間内に下記の提出先（徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係宛）に、持参、郵送、電子メールまたは F A X にて提出して下さい。

提出の際には、封筒の表に朱書きで「公聴会公述希望届出書在中」の旨、記載願います。

### ● 提出方法・提出先

- ① 郵送・持参：〒 770-8554 徳島市上吉野町 3 丁目 35  
徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係 宛
- ② 電子メール：yoshinoriver@skr.mlit.go.jp
- ③ F A X 番号：0 8 8 - 6 5 4 - 9 1 7 7

ただし、12 月 27 日（土）から 1 月 4 日（日）、提出期間内の土・日・祝日は、持参による公述希望届出書の提出は受け付けておりません。

※ 届出書（様式）を使用していない封書やはがき（公述希望届出書と同様の内容を記載の上、意見の概要に関する文字数 800 字以内については、厳守願います）による応募については、「公聴会公述希望届出書」と朱書きで明記されたものに限り、同様の取り扱いとします。

※ 本届出書については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、吉野川水系の河川整備計画に関する意見聴取、統計処理にのみ使用し、いただいた意見を公表する場合には個人が特定出来ないように加工して使用します。

※ いただいたすべての届出書（公表用の部分）については、公聴会当日に、傍聴者にコピーしたものを配布するとともに、後日、吉野川水系河川整備計画のホームページ上で公表させていただきます。

## 9. 公聴会の傍聴

公聴会は、「公開」とし、傍聴を希望される方は、「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」（別紙－4）及び「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」（別紙－6）の遵守をお願いします。

会議の傍聴は、会場の都合上、【下流域（徳島市）会場】は先着 150 名、【中流域（美馬市）会場】、【上流域（高知県）会場】は先着 100 名とさせていただきますのでご了承ください。

## 10. ご意見の取り扱い

- (1) いただきました【原案】に関する意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り吉野川水系河川整備計画（案）に反映いたします。
- (2) いただいた意見については、とりまとめのうえ、河川管理者の考えを付して公表します。

## 11. その他

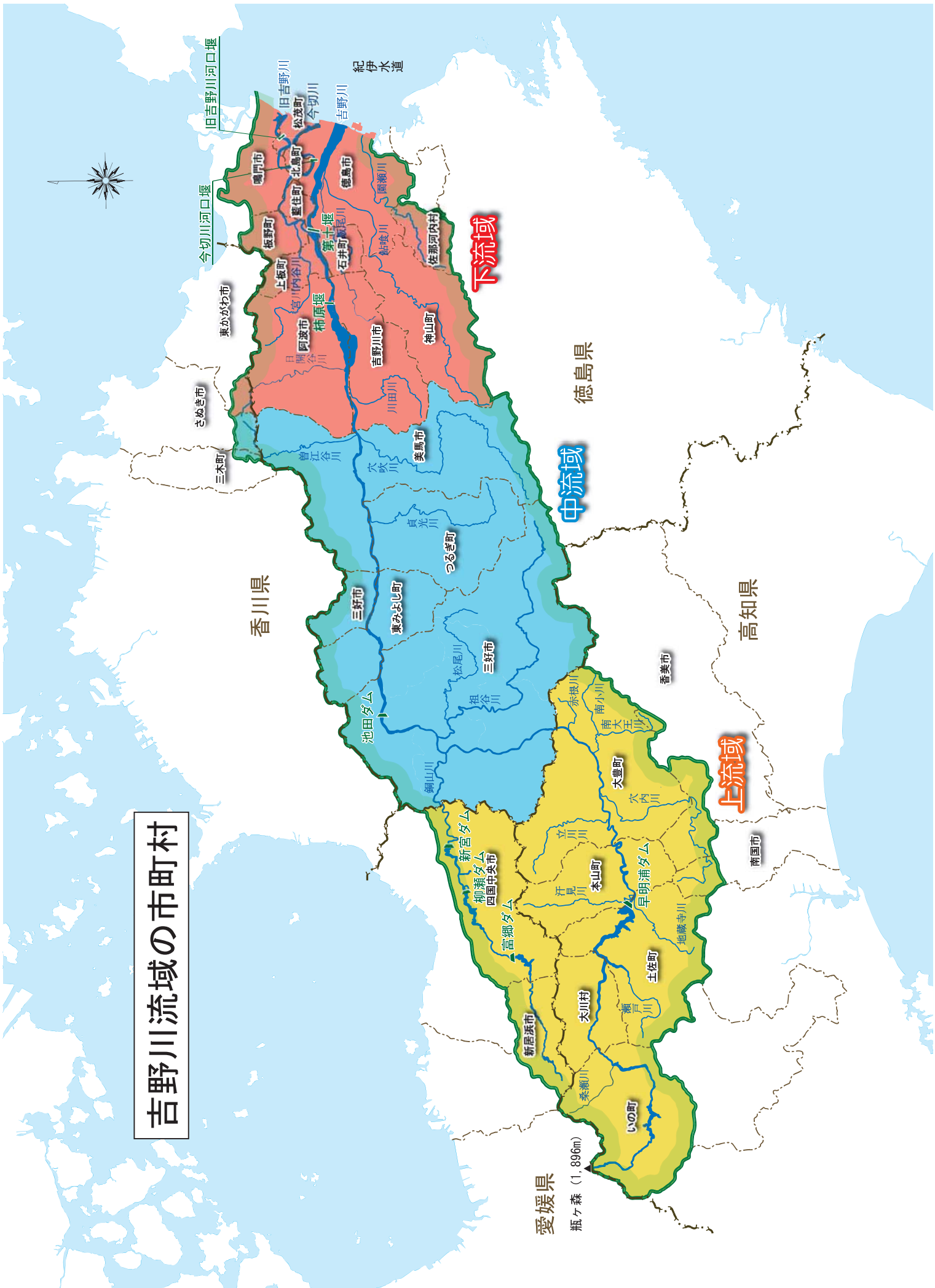
公聴会は、公開で行うとともに、公聴会の開催状況については、映像により記録させていただきます。

### 公述人募集対象区域

(下流域)	(中流域)	(上流域)
徳島市	美馬市	新居浜市
鳴門市	三好市	四国中央市
吉野川市	つるぎ町	南国市
阿波市	東みよし町	香美市
佐那河内村	さぬき市	本山町
石井町	三木町	大豊町
神山町		土佐町
松茂町		大川村
北島町		いの町
藍住町		
板野町		
上板町		
東かがわ市		

※全国地方公共団体コード順により記載。

# 吉野川流域の市町村





## 吉野川水系河川整備計画【原案】における公聴会に関する公述希望届出書入手場所

### 1. ホームページ

◆平成20年12月26日(金)より、下記ホームページにて入手できます。

吉野川水系河川整備計画 : <http://www.yoshinoriver.info/>

(四国地方整備局及び徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、  
吉野川ダム統合管理事務所のホームページからも、上記へリンクしております。)

### 2. 公述希望届出書設置場所(吉野川水系整備計画【原案】等閲覧場所と同じ)

平成20年12月26日(金)より、以下の関係機関において、開庁時間内に入手できます。なお、年末年始の平成20年12月27日(土)から平成21年1月4日(日)までは閉庁となります。

	機 関 名	住 所
国土交通省	四国地方整備局	香川県高松市サンポート3番33号
	徳島河川国道事務所	徳島県徳島市上吉野町3丁目35
	吉野川鴨島出張所	徳島県吉野川市鴨島町喜来字乗島529-5
	吉野川上板出張所	徳島県板野郡上板町瀬部字鳥屋267-2
	吉野川貞光出張所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出91-1
	吉野川美馬出張所	徳島県美馬市美馬町字喜来市65-3
	旧吉野川出張所	徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
	四国山地砂防事務所	徳島県三好市井川町西井川68-1
	吉野川砂防出張所	高知県長岡郡本山町本山字地主脇 465-6
	吉野川ダム統合管理事務所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	柳瀬ダム管理支所	愛媛県四国中央市金砂町小川山乙1623-1
(独)水資源機構	吉野川局	香川県高松市天神前10-1
	旧吉野川河口堰管理所	徳島県徳島市川内町榎瀬841
	池田総合管理所	徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
	早明浦ダム・高知分水管理所	高知県土佐郡土佐町田井6591-5
	新宮ダム管理所	愛媛県四国中央市新宮町大字馬立1144
	富郷ダム管理所	愛媛県四国中央市富郷町津根山353-6
徳島県	県土整備部流域整備企画課	徳島県徳島市万代町1-1
	東部県土整備局《徳島庁舎》	徳島県徳島市南末広町6-36
	東部県土整備局《鳴門庁舎》	徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚128
	東部県土整備局《吉野川庁舎》	徳島県吉野川市川島町宮島736-1
	西部総合県民局県土整備部《美馬庁舎》	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73
	西部総合県民局県土整備部《三好庁舎》	徳島県三好市池田町字マチ2415
香川県	土木部河川砂防課	香川県高松市番町4-1-10
	長尾土木事務所	香川県さぬき市長尾東1538-1
愛媛県	土木部河川港湾局河川課	愛媛県松山市一番町4丁目4-2
	東予地方局建設部河川港湾課	愛媛県西条市喜多川796-1
	東予地方局四国中央土木事務所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-53
高知県	土木部河川課	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20
	中央東土木事務所	高知県南国市大桶1592
	中央東土木事務所《本山事務所》	高知県長岡郡本山町本山946-6
	中央西土木事務所	高知県吾川郡いの町1381

	機 関 名	住 所
関係自治体	徳島市役所	徳島県徳島市幸町2-5
	鳴門市役所	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
	吉野川市役所	徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
	阿波市役所	徳島県阿波市東原173
	美馬市役所	徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5
	三好市役所	徳島県三好市池田町シンマチ1500番地2
	佐那河内村役場	徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1
	石井町役場	徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1
	神山町役場	徳島県名西郡神山町神領字本野間100
	松茂町役場	徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
	北島町役場	徳島県板野郡北島町中村字上地23-1
	藍住町役場	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
	板野町役場	徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2
	上板町役場	徳島県板野郡上板町七條字経塚42
	つるぎ町役場	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
	東みよし町役場	徳島県三好郡東みよし町加茂3360
	さぬき市役所	香川県さぬき市志度5385-8
	東かがわ市役所 《引田庁舎》	香川県東かがわ市引田513-1
	三木町役場	香川県木田郡三木町大字氷上310
	新居浜市役所	愛媛県新居浜市一宮町1-5-1
	四国中央市役所	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6-55
	南国市役所	高知県南国市大そね甲2301
	香美市役所	高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
	本山町役場	高知県長岡郡本山町本山504
	大豊町役場	高知県長岡郡大豊町高須231
	土佐町役場	高知県土佐郡土佐町土居194
	大川村役場	高知県土佐郡大川村小松27-1
	いの町役場 《本川総合支所》	高知県吾川郡いの町長沢123-12

※なお、上記以外で土・日・祝日のみ石井河川防災ステーション(名西郡石井町藍畑西覚円)にて入手可能ですが、12月29日(月)～1月3日(土)はまでは閉館いたします。

### 3. 上記場所では下記資料の閲覧が可能です

- 【素案】 吉野川水系河川整備計画【素案】平成18年6月
- 【修正素案】 ①吉野川水系河川整備計画【修正素案】平成18年12月  
 ②吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する  
 四国地方整備局の考え方について 平成18年12月
- 【再修正素案】 ①吉野川水系河川整備計画【再修正素案】平成19年10月  
 ②吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する  
 四国地方整備局の考え方について 平成19年10月  
 ③吉野川水系河川整備計画「ご意見・ご質問」の主な項目に関する  
 説明資料 平成19年10月
- 【原案】 ①吉野川水系河川整備計画【原案】平成20年12月  
 ②吉野川水系河川整備計画【原案】(見え消し版) 平成20年12月  
 ③吉野川水系河川整備計画【原案】要旨 平成20年12月  
 ④吉野川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する  
 四国地方整備局の考え方について 平成20年12月

吉野川水系河川整備計画【原案】に関する公述希望届出書

①上流域（土佐町）、②中流域（美馬市）、③下流域（徳島市）

事務所記入欄  
(受付番号： ー )

※希望するブロックを○で囲んで下さい。（囲みが無い場合は無効となります。）

四国地方整備局長 殿

(ふりがな)  
届出者 氏名

住所

電話番号

吉野川水系河川整備計画【原案】に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

【注意事項等】

1. 公述意見については、吉野川水系河川整備計画【原案】の内容に関するご意見とし、楷書横書きで800字以内にまとめてください。  
なお、吉野川水系河川整備計画【原案】の内容以外に関するご意見の場合は、公述人として選定しないものとします。
2. 団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を記入して下さい。

以下の部分について公表します

届出者の住所 [ 市・町・村 ]  
 年代（○で囲んで下さい） [ 10歳未満・10代・20代・30代・40代・50代・60歳以上 ]  
 性別（○で囲んで下さい） [ 男性・女性 ]

Large grid area for writing the public statement.

※ 楷書横書きで800字以内にまとめて下さい。

## 国四整訓第9号

吉野川水系河川整備計画公聴会規則を次のように定める。

平成20年12月19日

四国地方整備局長 木村 昌司

## 吉野川水系河川整備計画公聴会規則

## 1. 趣旨

この規則は、吉野川水系の国管理区間について、河川法（平成十七年七月二十九日法律第八十九号）第十六条の二第四項の規定に基づき河川整備計画（案）を作成に向け、四国地方整備局が開催する河川整備計画公聴会について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 公聴会の開催

- 1) 公聴会は、流域内で開催するものとする。
- 2) 公聴会の開催にあたっては、事前に公聴会の期日及び場所並びにその概要について公告するものとする。

## 3. 公述人の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）は、原則として流域内の市町村の住民であって、公告された期限までに、住所、氏名、意見の要旨等を記載した書面（以下「公述希望届出書」という。）を四国地方整備局長に提出した者とする。

## 4. 公述の制限

- 1) 四国地方整備局長は、公述希望届出書の提出を受けたときは、あらかじめその内容を審査し、意見の内容の全部又は部分が河川整備計画（案）の内容に関係がないと認められる場合、又は意見の内容が公序良俗に対して不適切なものと認められる場合には、関係のない部分の公述を認めないことができる。
- 2) 四国地方整備局長は、公述希望届出書を提出した者が多数あり、公聴会の期日において、これらの者全員に意見を述べさせることが出来ないと認めるときは、公述人の数を制限できる。
- 3) 四国地方整備局長は、4. 2)の規定により意見を述べようとする者の数を制限し、陳述を認めないときには、その旨を公述希望届出書を提出した者に通知する。

## 5. 公聴会の責任者

公聴会は、四国地方整備局長が指名する職員が責任者及び補助者（以下「責任者等」という。）として主宰する。

## 6. 責任者等の責務

- 1) 責任者は、公聴会を円滑に進めることを目的として、予め「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」（以下「公述規定」という。）及び「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」（以下「傍聴規定」という。）を定め公表する。
- 2) 責任者等は、公聴会を開催するにあたり、本規則及び公述規定、傍聴規定等に基づき、陳述を円滑に進めるとともに、秩序維持に努める。

## 7. 意見の陳述

- 1) 四国地方整備局長は、3. に定める資格を有する者の中から公述人を選定するものとし、公述人を決定

した場合には速やかに当人あてに通知するものとする。なお、決定に際し、公述希望届出書の内容の一部に4. 1)の規定に該当する内容を含む場合には、公述人の決定の通知に際し、陳述にあたって4.1)の規定に該当する部分を除外する制限を付することができる。

- 2) 公述人は、責任者の許可を受けて陳述しなければならない。
- 3) 公述人は、決められた公述時間内において陳述することができる。
- 4) 公述人は、公述希望届出書（公述人の決定に際し、四国地方整備局長より制限が付されている場合はそれ以外の部分）の内容の範囲をこえて陳述してはならない。
- 5) 責任者等は、公述人の陳述が7.2)～4)の範囲をこえたときは、その陳述の禁止を命ずる事ができる。
- 6) 責任者等は、公聴会における公述人の陳述の時間又は順序を定めることができる。
- 7) 責任者等は、公聴会の秩序を乱す行為や別途定める公述規定の禁止事項に違反する行為を行った公述人については、その行為の中止を命じることができる。また、公述人が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命ずることができる。
- 8) 責任者等は、公聴会の実施時に公述人に対して内容について確認することができる。ただし、公述人は、責任者等に対して質疑することはできない。

## 8. 傍聴人の制限

- 1) 責任者等は、次に掲げる場合には傍聴人の入場を制限することができる。
  - ①傍聴希望者数が会場の傍聴定員を越えるとき。
  - ②公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるとき。

## 9. 公聴会の秩序維持

- 1) 傍聴人は公聴会の会場においては、責任者等の指示に従わなければならない。
- 2) 責任者等は、公聴会の秩序を乱す行為や別途定める傍聴規定の禁止事項に違反する行為を行った傍聴人に対し、その行為の中止を命じることができる。また、傍聴人が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命ずる事ができる。

## 10. 公聴会の延期

- 1) 四国地方整備局長は、災害などやむを得ない理由により必要があると認めるときは、公聴会を延期することができる。
- 2) 四国地方整備局長は、10. 1)の規定により公聴会を延期しようとするときは、すみやかに公述人に通知するとともに、当該公聴会の会場に延期する旨を提示する等周知のための措置を講じるものとする。

## 11. 公聴会の打ち切り

- 1) 責任者は、次に掲げる事項のうちいずれかに該当すると認める場合においては、公聴会を打ち切ることができる。
  - ① 責任者等、公述人若しくは傍聴人等公聴会に関係する者の身体に危害が加えられたとき、又はその著しいおそれがあるとき。
  - ② 公聴会を開催する施設若しくはその設備が破壊、損傷、若しくはその使用を困難にする行為がなされた、又はその著しいおそれがあるとき。
  - ③ 7. 7)及び9. 2)による退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となったとき。
- 2) 責任者は、11. 1)の規定により公聴会を打ち切ったときは、公聴会が予定されていた期間中、公聴会の会場又はその付近の適当な場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
  - ① 公聴会を打ち切ったこと
  - ② 打ち切り後の意見陳述の方法等

12. 公聴会記録の作成

- 1) 責任者は、公聴会について、記録を作成しなければならない。
- 2) 記録には、次に掲げる事項を記載し、責任者が署名押印をしなければならない。
  - ①内容
  - ②期日及び日時
  - ③公述人の住所及び氏名
  - ④陳述された意見要旨
  - ⑤公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、平成20年12月19日から施行する。

## 吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定

### (主旨)

本公述規定は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

### (公聴会の開催)

- 1) 公聴会は、吉野川流域の上流域、中流域、下流域ごとに1回、合計3回開催します。
- 2) 各流域における公聴会は約4時間を上限として開催します。

### (公述)

- 1) 開会前に公述の進行における説明を行いますので、公述人は開会時間の1時間前までにお越し下さい。
- 2) 公述人は、会場に入室する前に受付において「公述人決定通知書」及び免許証などの本人と確認できるものをご提示下さい。  
(代理人による陳述は出来ません。)
- 3) 公述人お一人の陳述時間は、15分以内とします。  
発表開始12分経過後にベルを1回、15分経過後にベルを2回、16分経過後にベルを3回鳴らします。ベルが3回鳴ったときには、発言途中でも打ち切りを行います。
- 4) 責任者から陳述後に発言の内容や主旨を確認させていただくことがあります。
- 5) 公述人が述べる意見は、提出された公述希望届出書を四国地方整備局長が審査し、意見の内容の全部または部分が原案に関係のないものを除いた内容に限ります。または意見の内容が公序良俗に対して不適切なものを除いた内容に限ります。
- 6) 公述の際、PCの使用を希望される公述人は、公聴会2日前17時(必着)までに当日の資料とするファイル(パワーポイント等)を、公聴会の窓口(徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係)宛てに送付して下さい。
- 7) 公述人が自らの陳述の内容に関して傍聴人に配布したい資料がありましたら、A4サイズ1枚以内にまとめて、公聴会2日前17時(必着)までに、公聴会の窓口(徳島河川国道事務所 公聴会公述人担当係)宛てに送付して下さい。
- 8) 公述人は、会場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
  - ② 会場内の撮影、録画もしくは録音をしないこと。
  - ③ プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
  - ④ 前述①～③に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 9) 公述人が前述1)～8)に掲げる事項を遵守しない場合は、その行為の中止や退場を命じる場合があります。
- 10) 以上のほか、公述人は主宰者の指示に従ってください。

### (公表)

- 1) 公述希望届出書については、公表用の部分をコピーしたものを、公聴会当日に配布します。  
あわせて、事前に提出していただいた配布希望資料についても同様の取り扱いとします。
- 2) 発言内容及び当日配布した資料については、個人名・不適切な発言を除き、後日、吉野川水系河川整備計画のホームページにおいて公表させていただきます。

## 吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定

### (主旨)

本傍聴規定は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

### (傍聴)

- 1) 傍聴人は、会場に入室する前に受付において氏名、住所、年齢を記入してください
- 2) 多くの方に傍聴していただけるよう席の確保に努めますが、会場の都合により、傍聴席が満席となった場合には、入室をお断りすることがありますので、ご了承ください。  
(入場は先着順です。)
- 3) 傍聴人は、会場内において次の事項を遵守してください。
  - ① 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
  - ② 会場内の撮影、録画、もしくは録音をしないこと。
  - ③ 公述人及び主宰者に対して発言をしないこと。
  - ④ 公述への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
  - ⑤ 発言、私語、談論などをしないこと。
  - ⑥ プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
  - ⑦ みだりに席を離れないこと。
  - ⑧ 当該傍聴規定に定めた遵守すべき事項に従うこと。
  - ⑨ 前述①～⑧に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- 4) 傍聴人が、上記に掲げる事項を遵守しない場合は、その行為の中止や退場を命じる場合があります。
- 5) 以上のほか、傍聴人は主宰者の指示に従ってください。